

2022年9月

株式取扱規程

日本製鉄株式会社

日本製鉄株式会社株式取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本会社の株式に関する事項（株主権等の行使手続に関する事項を含む。以下同じ。）については、法令、定款並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、この規程に定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 本会社の株主名簿管理人（以下「株主名簿管理人」という。）及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 本会社の株主名簿への記録及び記録された事項の変更は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第151条の定めに基づく機構からの総株主通知その他の機構からの通知（振替法第154条第3項の定めに基づく通知（以下「個別株主通知」という。）は含まない。）により行うものとする。

2. 前項のほか、本会社が新たに株式を発行する場合その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず、株主名簿への記録又は記録された事項の変更を行うものとする。

3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主による届出)

第4条 株主は、その氏名又は名称及び住所を、証券会社等及び機構を経由して株主名簿管理人に届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主代表者の届出)

第5条 法人である株主は、その代表者1名の氏名を、証券会社等及び機構を經由して株主名簿管理人に届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(株式共有時の代表者の届出)

第6条 株式を共有する株主は、共有代表者1名を定め、その代表者の氏名又は名称及び住所を、証券会社等及び機構を經由して株主名簿管理人に届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人の届出)

第7条 株主の親権者、後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を、証券会社等及び機構を經由して株主名簿管理人に届け出るものとする。変更又は解任があった場合も同様とする。

(外国居住株主による通知受付場所の届出)

第8条 外国に居住する株主又はその法定代理人は、日本国内に常任代理人又は通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、証券会社等及び機構を經由して株主名簿管理人に届け出るものとする。変更又は解任があった場合も同様とする。

(機構経由の届出についての取扱い)

第9条 本会社に対する株主からの届出が証券会社等及び機構を經由して提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

(登録株式質権者)

第10条 登録株式質権者には、本章の規定を準用する。

第3章 株主権行使等の手続き

(株主確認)

第11条 この規程が別に定めるところによるほか、株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主の権利を行使（以下「請求等」という。）する場合は、当該請求等を株主本人が行うことを証するものを添付し又は提供するものとする。請求等が、証券会社等及び機構を經由してなされる場合は、この限りではない。

2. 株主の代理人が請求等をする場合は、前項の手続のほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称・代表者及び住所の記載を要するものとする。なお、代理人についても前項を準用する。

(書面交付請求及び異議申述)

第12条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。)及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、所定の様式の書面により行うものとする。但し、証券会社等及び機構を通じて書面交付請求をする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使手続)

第13条 株主は、振替法第147条第4項に定義される少数株主権等を本会社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、証券会社等が発行する個別株主通知の受付票その他必要な書類を添付して行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第14条 前条に定めるところにより株主提案権が行使された場合において、提出議案に関する次の事項が400字を超えるときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

- (1) 提案の理由
- (2) 議案が取締役又は会計監査人の選任議案である場合における各候補者ごとの記載事項

第4章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第15条 株主は、単元未満株式の買取りを請求するときは、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第16条 前条の買取請求に係る株式の買取価格は、買取請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の開設する市場における最終価格(以下「最終価格」という。)に買取請求のあった株式数を乗じて得た額とする。但し、その日に売買取引がない場合又はその日が取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格に買取請求のあった株式数を乗じて得た額によるものとする。

(買取代金の支払)

第17条 本会社は、前条により計算された買取価格から第25条に規定する手数料を控除した額を買取代金とし、本会社が別途定める場合を除き、買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払又は支払手続きを完了するものとする。但し、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、その基準日までに買取代金の支払又は支払手続きを完了するものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第18条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続きを完了した日に本会社の振替口座に振替えるものとする。

第5章 単元未満株式の売渡し

(買増請求の方法)

第19条 株主は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)するときは、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第20条 同一日になされた単元未満株式の買増請求の合計株式数が、本会社が保有し、かつ売り渡すことができると判断する自己株式の数を超過しているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増価格の決定)

第21条 買増請求に係る株式の売買価格(以下「買増価格」という。)は、買増請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の取引所の最終価格に買増請求のあった株式数を乗じて得た額とする。但し、その日に売買取引がない場合又はその日が取引所の休業日にあたる場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格に買増請求のあった株式数を乗じて得た額によるものとする。

(買増株式の移転)

第22条 本会社は、機構に対し、買増請求を受けた株式数に相当する自己株式につき、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第25条に定める手数料を加算した金額を本会社所定の銀行預金口座に振り込んだことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第23条 本会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日の日から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3月31日
- (2) 9月30日
- (3) その他機構が定める株主確定日等

2. 前項の規定のほか、本会社が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

第6章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第24条 振替法第131条の定めに基づき特別口座の開設を受けた株主の株式に関する事項については、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第7章 手数料

(手数料)

第25条 単元未満株式の買取り及び買増し請求に係る手数料は、別途定めることとする。

第8章 総株主通知等の請求に係る正当な理由

(総株主通知の請求に係る正当な理由)

第26条 本会社は、以下の各事由を振替法第151条第8項に規定する「正当な理由があるとき」に含まれるものとして扱う。

- (1) 本会社が、法令、上場規則、定款その他の規則（日本国以外のものも含み、以下これらをあわせて「法令等」という。）に基づき株主に対して通知をするために必要があるとき。
- (2) 本会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を公表し、又は官公署若しくは金融商品取引所に提供するために必要があるとき。
- (3) 本会社が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他本会社又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 本会社が、法令等に基づく手続に関し株主に関する情報を確認するために必要があるとき。

(情報提供の請求に係る正当な理由)

第27条 本会社は、以下の各事由を振替法第277条に規定する「正当な理由があるとき」に含まれるものとして扱う。

- (1) 加入者の同意があるとき。
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき。
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- (4) 本会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは金融商品取引所に提供するために必要があるとき。
- (5) 上場廃止、免許取消しその他本会社又は株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。

以 上